

坂本の人口 12,928人(男:6,436人 女:6,492人) 世帯数4,574 【平成25年12月末現在】  
 12,921人(男:6,429人 女:6,492人) 世帯数4,570 【平成25年11月末現在】

## 祝 新成人のみなさん 未来へ向けて光を放て!



1月12日に東美濃ふれあいセンターで中津川市成人式が行われ、今年の中津川市全体で861名、坂本地区では129名(平成25年は133名)が新成人の仲間入りをしました。坂本地区の新成人を代表して佐田賢亮さん(写真左下)が会場ステージ上で、「大人の仲間として責任を感じていません。これから良きご指導をお願いします。」と二十歳の誓いを述べました。「国民の祝日に関する法律」には、成人の日について、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」とあります。成人式は、新成人がおとなになったことを自覚するための行事ですが、成人を祝う風習は古来から存在していたようです。高貴な身分の人々のみにとどまらず、各地の村々でも村人たちが定めた成人の儀式が行われていました。しかしそれは、現在のようにある一定の年齢(20歳)に達すると成人といった年齢基準ではなく、例えば「1日に60キロの柴を刈って12キロ売り歩いたら一人前の男である」など、年齢に関係なくその行為が出来れば成人として認めるといったものでした。これらの儀式は成年式、成女式などと呼ばれていましたが、明治以降は衰退していきました。明治以降になると、男子は兵役の義務を課せられましたが、兵役につくためには徴兵検査を受ける必要があります。この徴兵検査が成人式の意味を持ち、成人式制定のきっかけとなりました。戦後、兵役の義務がなくなり、1948年の国民の祝日に関する法律によって成人の日は正式な祝日と定められました。しかし、成人の日がおめでたい事とはいえ何故この日を祝日にしたのでしょうか。一説によると、戦後物資も食料も足りない時代で一番乏しいとされていたのは人材でした。良い国家を作っていくためには、国民自身が成長していかなくてはならないと考えた当時の役人たちは、「こどもからおとなになった自覚をもってほしい」と願ってこの日を祝日にしたそうです。このように成人の日に込められた先人の想いを知ることが、成人になる第一歩かもしれませんね。



新成人のみなさん! 未来に向かって光を放て!



**祝! 成人式**  
 おめでとうございます!

# お知らせ

坂本事務所  
リサイクルボックス

リサイクルボックスに  
持ち込み可能な資源

- ・新聞紙・ダンボール・雑誌
- ・トレイ・発泡スチロール
- ・雑紙（紙袋かレジ袋に入れてください）

※布類は持ち込みできません。  
※資源ごみなどは指定日に出してください。

午前8時30分～午後5時15分

2月	行事名	会場等
2日（日）	小学校資源回収	
3日（月）	子育てサロン・乳幼児なんでも相談	麦の穂会館
9日（日）	ジョギング・駅伝大会	中津川競技場
13日（木）	なかよし広場	坂本保育園
	はなのき大学	坂本公民館
	資源ごみの日（千旦林）	
17日（月）	市県民税・確定申告受付 19日まで	坂本事務所
	燃えないごみの日（千旦林）	
19日（水）	資源ごみの日（茄子川）	
20日（木）	ちびっこ幼稚園	坂本幼稚園
24日（月）	燃えないごみの日（茄子川）	

## 【NPO法人恵那山みどりの会が表彰をうけました】

NPO法人恵那山みどりの会（藤井鉦弘理事長）が、国民の森林づくり活動に尽力したとして、林野庁から感謝状を贈られました。県内で同表彰を受けたのは同会が初めてです。同会は東濃森林管理署との協定で国有林を使って年2回の「木曾川の上下流を結ぶ市民間伐体験」活動を行っています。今回の林野庁長官からの感謝状は、10年にわたって取り組んできたこの活動が評価されたものです。坂本地区での活動では、「なすの森ヤマガキ隊」が会員から提供を受けた雑木林の整備を行っています。また、茄子川地域振興財団と共催でシイタケのほた木作りや門松づくりを地域住民に参加してもらい実施しました。最近では、なすの森にて野鳥観察会を実施し、多くの方が参加しました。



感謝状を手にする藤井理事長（中央）

## 【坂本体育協会からのお知らせ】

2月9日（日）に坂本ジョギング大会&坂本駅伝大会を開催します。是非ご参加ください！（詳細は各地区体育委員さんにお問い合わせください。）

◆申込み期限：1月31日（金） ※期限厳守



## 【消防団坂本分団の小型動力ポンプが更新されました】

昨年末に消防本部庁舎前において消防車両受渡し式が行われ、坂本分団の小型動力ポンプ2台が更新され、新たに配置されました。寒い季節は火を取扱う機会が増加します。日頃から火の元には十分注意し、防火に努めましょう。また、坂本区民のみなさまの消防団活動へのご理解とご協力をお願いします。

**消防団活動への皆様のご協力をお願いします！**



更新された『小型動力ポンプ』

## 【市県民税申告の受付が始まります】

坂本地区では市県民税申告の受付会場を下記のとおり開設します。申告・相談にご利用ください。（詳細は広報なかつがわ2月号をご覧ください。）

◆受付期間：2月17日（月）：茄子川地区 2月18日（火）：千旦林地区 2月19日（水）：坂本全地域

◆受付時間：9時00分～16時00分

◆受付会場：坂本事務所コミュニティルーム

**「ふるさと納税」で中津川市を応援してください！**

## 【坂本女性防火クラブが研修会を実施します】

坂本女性防火クラブ主催の研修会が下記のとおり実施されます。炊出し訓練を主体とした実践訓練を予定していますので、みなさん是非ご参加ください。

■日時：2月23日（日）9時30分から12時30分（9時00分 受付開始）

■会場：坂本事務所

■内容：【実践訓練】火起こし、炊出し訓練、可搬ポンプ取扱い、煙体験

【講話】東日本大震災災害状況の講話、ライフライン復旧までの実態講話

【展示】消防ポンプ車、はしご車

■問合せ先：68-5119（西消防署内 坂本女性防火クラブ事務局 担当：立尾）

